



鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)

号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (19)(税務課).....	2
	鳥取県税条例の一部を改正する条例(20)(＃).....	8
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(21) (市町村振興課).....	11
	鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例(22)(＃).....	14

——— 公布された条例のあらまし ———

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除の規定を削除することとした。(旧第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
(1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
(2) その他所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の県民税に関する事項
(1) 定率減税を2分の1に縮減することとした。(第26条関係)
(2) 平成18年度分及び平成19年度分の所得割及び個人の均等割に限り、年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する課税の特例措置を講ずることとした。(第26条の2、第27条の2関係)
- 2 自動車税に関する事項
使用の本拠の位置が県の区域を越えて移転された自動車に係る自動車税の月割の計算の方式を廃止することとした。(第142条、第143条関係)
- 3 その他
所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
(1) この条例は、平成18年1月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行することとした。
ア 2に関する事項 平成18年4月1日
イ 3に関する事項の一部 公布の日
ウ 3に関する事項のうちイ以外のもの 平成17年4月1日
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の表の左欄に掲げる事務（その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとした。（別表関係）

事 務	市町村
1 地方自治法に基づく新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理等	日吉津村
2 地方自治法に基づく市町村の区域内の町等の区域の設置等の届出の受理等	日吉津村
3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付等	境港市
4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく居住地の変更の届出等の受理及び知事への送付等	境港市
5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づき知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し等	境港市
6 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行の認可等	米子市

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例

- 1 起債事業に係る市町村合併支援交付金は、当該起債事業について条例で定める算式により算定した額を当該起債事業に係る地方債を発行する同意又は許可を得た日の属する年度から連続する10年度に分割して交付するものとする。こととした。（第3条関係）

- 2 鳥取県市町村合併支援交付金条例は、起債事業に係る市町村合併支援交付金については、条例の失効日後もなおその効力を有することとした。（附則関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第19号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号。以下「低工法」という。）、</u>農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。）、</u>輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号。以下「輸入促進法」という。）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除）</u></p> <p>第2条 <u>低工法第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区（以下「開発地区」という。）内において、低開発地域工業開発促進法施行令（昭和37年政令第36号）第3条第1号に規定する設備（以下この条において「設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</u></p> <p>(1) 事業税 <u>設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして低開発地域工業開発促進法施行令第3条第1号の額の計算に関する省令（昭和37年自治省令第12号）の規定により計算した額に対して課する額</u></p> <p>(2) 不動産取得税 <u>設備である家屋及びその敷地である土地の取得（低工法第2条第1項の規定による開発地区の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設</u></p>

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除)

第2条 略

(過疎地域における県税の課税免除)

第3条 略

の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する額

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除)

第3条 略

(過疎地域における県税の課税免除)

第4条 略

第5条 削除

(地方拠点都市地域の拠点地区における不動産取得税の不均一課税)

第6条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「分権法」という。)第452条の規定による改正前の地方拠点法(以下「旧地方拠点法」という。)第8条第1項に規定する承認基本計画(以下「承認基本計画」という。)に係る拠点地区(以下「承認拠点地区」という。)内において、当該承認基本計画に係る旧地方拠点法第6条第6項の規定による承認の日(以下「承認日」という。)から起算して5年(当該期間内に承認拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該承認日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令(平成5年自治省令第20号。以下「地方拠点法省令」という。)第3条第1項に規定する教養文化施設等(以下「教養文化施設等」という。)を設置した者に対しては、当該教養文化施設等の用に供する家屋(当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(承認日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下この条において同じ。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 地方拠点法第34条に規定する認定計画に係る地方拠点法第33条第1項の規定による認定の日(以下「認定日」という。)から起算して5年(当該期間内に承認基本計画に係る地方拠点法第6条第3項の拠点地区(以下「業務拠点地区」という。)に該当しないこととなった地区については、当該認定日からその該当し

ないこととなる日までの期間)内に、当該認定計画に従って地方拠点法第33条第1項に規定する過度集積地域内にある地方拠点法第2条第3項に規定する産業業務施設(以下「産業業務施設」という。)を業務拠点地区に移転した地方拠点法第34条に規定する認定事業者に対しては、当該移転により当該業務拠点地区内において設置した産業業務施設で地方拠点法省令第2条に規定するものの用に供する家屋(当該産業業務施設の用に供する部分に限る。)又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税)

第7条 輸入促進法第5条第1項に規定する地域輸入促進計画(分権法第344条の規定による改正前の輸入促進法第5条第8項の規定による承認を受けたものに限る。)に係る同条第10項の規定による公表の日(以下この条において「公表日」という。)から5年を経過する日までの期間内に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第32号)第2条第1項に規定する施設(以下「輸入促進施設」という。)を設置した者に対しては、当該輸入促進施設の用に供する家屋(当該輸入促進施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第4条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日(その日が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。)第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設(以下「商業基盤施設」という。)を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るもの

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第8条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日(その日が平成14年3月31日前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号)第2条第1項に規定する商業基盤施設(以下「商業基盤施設」という。)を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶

とし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 対象事業の用に供する一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 **第3条第2項**の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課

店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第8条の2 対象事業の用に供する一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

(課税免除の届出等)

第9条 第2条、第3条又は第4条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、第2条若しくは第3条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 **第4条第2項**の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第6条から第8条の2までの規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる

税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日
- (2) 第5条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第4条及び第5条に規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地
- (3)-(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第9条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第10条 略

不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を教養文化施設等又は産業業務施設の用に供することとなった日
- (2) 第7条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を輸入促進施設の用に供することとなった日
- (3) 第8条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日
- (4) 第8条の2の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第6条から第8条の2までに規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地
- (3)-(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第6条から第8条の2までの不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第8条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第9条又は第10条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第13条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、低開発地域工業開発促進法施行令（昭和37年政令第36号）第3条第1号に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（督促） 第12条 略 2 法第48条第1項及び第2項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を發していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを發しなければならない。 3 略</p>	<p>（督促） 第12条 略 2 法第48条第1項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を發していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを發しなければならない。 3 略</p>
<p>（個人の県民税の負担軽減の特例） 第26条 略 2 及び 3 略 4 平成18年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第40条第7項の規定により算定される県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割（第28条の規定によって課する所得割を除く。）の額から控除する。</p>	<p>（個人の県民税の負担軽減の特例） 第26条 略 2 及び 3 略 4 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第40条第7項の規定により算定される県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割（第28条の規定によって課する所得割を除く。）の額から控除する。</p>
<p>（個人の県民税の控除の特例） 第26条の2 平成18年度分の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額（法第23条第1項第13号に規定するものをいう。以下この条及び第27条の2において同じ。）が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の</p>	

所得割（第28条に規定する所得割を除く。以下この項において同じ。）については、法の規定中所得割に関する部分（法第37条の3を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における法第37条の3の規定の適用については、同条中「第35条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第 号）附則第2条第3項」とする。

- 2 平成19年度分の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（第28条に規定する所得割を除く。以下この項において同じ。）については、法の規定中所得割に関する部分（法第37条の3を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における法第37条の3の規定の適用については、同条中「第35条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第 号）附則第2条第5項」とする。

（個人の均等割の税率の特例）

第27条の2 略

- 2 平成18年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、300円とする。
- 3 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、600円とする。

（個人の均等割の税率の特例）

第53条の19 平成17年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2第1項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあっては同条に定める額に、第27条の2第1項に規定する個人の均等割の税率にあっては同項に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

- 2 平成18年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2第2項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあっては同条に定める額に、第27条の2第2項に規定する個人の均等割の税率にあっては同項に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。
- 3 平成19年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び

（個人の均等割の税率の特例）

第27条の2 略

（個人の均等割の税率の特例）

第53条の19 平成17年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあっては同条に定める額に、第27条の2に規定する個人の均等割の税率にあっては同条に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

- 2 平成18年度及び平成19年度の各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に300円を加算した額とする。

第27条の2第3項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2第3項に規定する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

(自動車税の徴収方法)

第142条 略

2 道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請があつた自動車(法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。)について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによつて鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(自動車税の徴収方法)

第142条 略

2 道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請(同法第12条の規定による登録の申請にあつては、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次条において同じ。)があつた自動車(法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。)について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによつて鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第2項の改正 平成17年4月1日

(2) 第142条第2項及び第143条の改正並びに附則第3条の規定 平成18年4月1日

(3) 附則第4条及び第5条の規定 公布の日

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第26条第4項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第142条第2項及び第143条の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例の一部改正)

第4条 鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例(平成15年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、<u>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第3章第4節</u>の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、<u>鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)</u>の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

(鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第74号)附則第2項の規定による廃止前の鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税については、鳥取県税条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付されたものとみなす。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第21号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1及び1の2 略		1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町(北条町を除く。)並びに西伯郡の町村	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町(北条町を除く。)並びに西伯郡大山町、南部町及び伯耆町
1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市町村	1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡の町、八頭郡の町、東伯郡の町、西伯郡の町及び日野郡の町
1の5～8 略		1の5～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
9～24の3 略		9～24の3 略	

<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(3) 略</p>	<p>鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町</p>	<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(3) 略</p>	<p>鳥取市、倉吉市、岩美郡の町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町</p>
<p>24の5 ~ 31 略</p>		<p>24の5 ~ 31 略</p>	
		<p>32 国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項の規定により処理することとされている国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく事務のうち、公共用財産の管理に関する特別の法律の適用がない国土交通大臣の所管に属する国有財産に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1) 第8条第1項の規定による行政財産の用途を廃止した場合における財務大臣への引継ぎのうち面積が10,000平方メートル以下の土地に係るもの</p> <p>(2) 第31条の2第1項の規定による他人の土地への立入り</p> <p>(3) 第31条の2第2項の規定による通知及び公告</p> <p>(4) 第31条の3第1項の規定による通知及び協議の要求</p> <p>(5) 第31条の3第3項の規定による境界の確定</p> <p>(6) 第31条の4第1項の規定による境界の確定の調査</p> <p>(7) 第31条の4第2項の規定による境界の確定</p> <p>(8) 第31条の4第5項の規定による通知及び公告</p> <p>(9) 第31条の5第1項の規定による通知の受理</p> <p>(10) 第31条の5第3項の規定による通知及び公告</p>	<p>各市町村</p>
<p>32 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広</p>		<p>33 不動産登記法(明治32年法律第24号)第30条の規定による登記の嘱託のうち、32の項に規定する事務に係るもの</p>	<p>各市町村</p>
		<p>34 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広</p>	<p>各市町村</p>

告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。33の項(4)及び(5)において同じ。)		告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。35の項(4)及び(5)において同じ。)	
33 略		35 略	
34 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(11) 略	鳥取市、米子市及び倉吉市	35の2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(11) 略	鳥取市及び倉吉市
34の2 略		35の3 略	
35 略		35の4 略	
36~48 略		36~48 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表1の3の項、1の4の項、8の2の項から8の4の項まで及び34の項に掲げる認可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市又は村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第22号

鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村合併支援交付金条例(平成13年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(合併交付金の交付) 第3条 略 2 対象事業が地方債(その元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行	(合併交付金の交付) 第3条 略 2 対象事業が地方債(その元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行

について同意又は許可を得た地方債にあっては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額とする。以下同じ。)の一部が基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条第3号に規定する基準財政需要額をいう。以下同じ。)に算入されるものに限る。)を財源とする事業(以下「起債事業」という。)である場合にあっては、次条第1項の表第1号の右欄に定める算式により算定した額を当該起債事業に係る地方債を發行する同意又は許可を得た日の属する年度から連続する10年度に分割して、合併交付金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定のあった合併交付金及び起債事業に係る合併交付金については、同日後もなおその効力を有する。

について同意又は許可を得た地方債にあっては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額とする。以下同じ。)の一部が基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条第3号に規定する基準財政需要額をいう。以下同じ。)に算入されるものに限る。)を財源とする事業(以下「起債事業」という。)である場合にあっては、その市町村が、当該起債事業について次条第1項の表第1号の右欄に定める算式により算定した額以上の額をその元利償還金に充てるための基金に積み立てる場合に限り、合併交付金を交付する。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定のあった合併交付金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県市町村合併支援交付金条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成17年4月1日以後に交付決定する新条例第1条に規定する合併交付金について適用し、同日前に交付決定した改正前の鳥取県市町村合併支援交付金条例第1条に規定する合併交付金については、なお従前の例による。

